

# 京都府家畜伝染病等対策マニュアル

(令和6年12月改正)

危機管理部  
農林水産部

# 目 次

## 第1部 総論

第1	目的	2
第2	平時からの取組	2
第3	情報連絡体制	2
第4	府警戒本部及び現地警戒本部	3
第5	府対策本部及び現地対策本部	4
第6	広報及び府民相談窓口	4
第7	防疫対策	5
第8	風評被害対策等	6
第9	広域連携	6
第10	見直し	6

## 第2部 緊急時対応

第1章	家畜に係る緊急時の対応	
第1	異常家畜通報時の対応	8
第2	家畜伝染病等疑い事例発生時の対応	13
第3	家畜伝染病等発生確定時の対応	17
第4	発生農場等における防疫措置開始後の対応	20
第2章	野生動物に係る緊急時の対応（野鳥）	
第1	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生時の対応	23
第2	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確定時の対応	25
第3章	野生動物に係る緊急時の対応（野生いのしし等）	
第1	野生いのしし等における豚熱等疑い事例発生時の対応	27
第2	野生いのしし等における豚熱等確定時の対応	29

## 第3部 組織体制

第1章	対策本部等の体制	
第1	家畜伝染病等の発生状況等に応じた京都府の体制	34
第2	府対策本部等の体制	35
第3	現地対策本部等の体制	40
第2章	防疫対応に係る動員の体制	
第1	家畜伝染病等の発生に備えた緊急動員体制	42
第2	家畜伝染病等の発生時の職員動員（本格動員）	44
第3	家畜伝染病等発生時における動員対応の役割分担	46

# 第1部 総論

## 第1 目 的

家畜の伝染性疾病のうち高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生時に家畜所有者に家畜のと殺義務が生じる疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第116号。以下「法」という。）第16条第1項）その他総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある疾病等（以下「家畜伝染病等」という。）の発生が府内等で確認された場合において、法、飼養衛生管理基準（法第12条の3）及び特定家畜伝染病防疫指針（法第3条の2）（以下「防疫指針」という。）並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）に基づき実施する家畜伝染病等の発生予防から一連の防疫対策について、国、本府をはじめ、市町村、関係団体、生産者等が協力連携して取り組むこととし、必要な対応措置を円滑に推進するために京都府家畜伝染病等対策マニュアルを定める。

## 第2 平時からの取組

### 1 庁内連絡・動員体制の確保

家畜伝染病等の発生時に必要な対応措置を円滑に実施するため、第2部で定める連絡体制及び第3部で定める人員をあらかじめ確保する。

### 2 施設、資機材等の確保

発生時に必要となる施設、資機材等を円滑に調達するため、市町村、関係機関・団体等との連絡調整体制をあらかじめ確保する。

## 第3 情報連絡体制

### 1 他府県等の発生状況、対応状況等の情報共有

庁内各部局に対して危機管理調整会議等において、随時、情報を連絡する。  
また、市町村等関係機関についても、適宜、情報を連絡する。

### 2 府内において家畜での発生が疑われる場合（→ P8～16）

(1) 家畜保健衛生所は、家畜所有者等から家畜が1か所にまとまって多数死亡している、特定の症状を示している等の防疫指針に基づく通報等、家畜伝染病等を強く疑う内容の通報を受けた場合は、当該農場に対して移動・立入自粛を要請し、立入検査を行う。立入検査時は、速やかに畜産課、当該農場が所在する地域（以下「現地」という。）を管轄する広域振興局に連絡するとともに、速やかに実施可能な各種検査（高及び低病原性鳥インフルエンザの場合にあっては現地農場で行う簡易検査キットを用いた検査（以下「簡易検査」という。）、豚熱及びアフリカ豚熱の場合にあっては中丹家畜保健衛生所で行う抗原検査、抗体検査等の検査（以下「精密検査」という。）、口蹄疫の場合にあっては現地農場で行う病変部の撮影写真を用いた国の検査機関による判定（以下「写真判定」という。）又は簡易検査をいう。以下「簡易検査等」という。）（→整理表 P48）を実施する。

畜産課等は、庁内関係部局等に情報を連絡する。

(2) 家畜保健衛生所は、簡易検査等の結果により家畜伝染病等の発生が否定されず、患者又は疑似患者であることを確定するための各種検査（高及び低病原性鳥インフルエンザの場合にあっては中丹家畜保健衛生所で行うPCR検査、豚熱及びアフリカ豚熱の場合にあっては国の検査機関で行う遺伝子解析をはじめとする検査、口蹄疫の場合にあっては国の検査機関で行うPCR検査をはじめとする検査をいう。以下「確定検査」

という。) (→整理表 P48) を実施するため検査機関へ検体を移送するときは、畜産課、現地広域振興局に連絡するとともに、農場内の消毒措置等を開始する。

(3) 広域振興局（京都市の場合は畜産課）は、管内市町村等に情報を連絡する。

また、畜産課等は、庁内関係部局等に連絡し、原子力防災課と庁内連絡会議の開催等の準備を行うとともに、国（農林水産省消費・安全局動物衛生課、近畿農政局）等に連絡する。

### 3 府内の家畜が患畜又は疑似患畜と決定された場合(→ P17~19)

検査機関で実施する確定検査の結果「陽性」で、疫学情報等から農林水産省消費・安全局動物衛生課が、患畜又は疑似患畜と決定した場合は、上記2(2)、(3)と同様に情報を連絡するとともに、国、市町村及び危機管理関係機関等と連携を図る。

### 4 府内において野生動物の感染又は野生動物の糞便等の採取調査で家畜伝染病等のウイルス等が確認された場合(→ P23~31)

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等（野鳥）の場合

広域振興局及び京都林務事務所は、死亡野鳥の簡易検査の結果「陽性」により高病原性鳥インフルエンザ等の感染が否定されず、確定検査のため検査機関へ採材した試料を送付するときは、農村振興課及び管内の家畜保健衛生所、管内市町村等に連絡するとともに、死亡野鳥の回収場所の消毒を速やかに実施する。

農村振興課は、畜産課、原子力防災課等に連絡し、庁内連絡会議の開催等の準備を行うとともに、国（環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室、近畿地方環境事務所）等に連絡する。

また、糞便等の採取調査において、環境省から確定検査の結果「陽性」であることの通知があった場合、農村振興課は畜産課及び原子力防災課等に連絡し、庁内連絡会議の開催等の準備を行うとともに、採材場所の消毒等を速やかに実施する。

(2) 豚熱及びアフリカ豚熱（野生いのしし）の場合

農村振興課及び家畜保健衛生所は、死亡又は捕獲野生いのししの精密検査のため採材した試料を中丹家畜保健衛生所に移送するときは、畜産課に連絡するとともに、野生いのししの処分場所の消毒を速やかに実施する。

中丹家畜保健衛生所は、死亡又は捕獲野生いのししの精密検査の結果「陽性」により豚熱又はアフリカ豚熱の感染が否定されず、確定検査のため検査機関へ採材した試料を送付するときは、畜産課に連絡する。

畜産課は、現地家畜保健衛生所、農村振興課、原子力防災課等に連絡し、庁内連絡会議の開催等の準備を行う。

なお、すでに府内で感染した野生いのししが確認されている場合は、精密検査「陽性」により感染が確定されるため、確定検査のための試料送付は行わず、また、精密検査の実施も民間検査機関に委託することがある。

(3) その他の家畜伝染病等の場合

当該家畜伝染病等の性状等を考慮し、前記(1)又は(2)に準じて対応する。

## 第4 府警戒本部及び現地警戒本部

### 1 府警戒本部の設置(→ P34)

京都府家畜伝染病等対策本部等設置要綱に定める設置条件(設置条件比較表→ P48)を満たした場合には、府内でのより一層の警戒対応措置を講じるため、副知事を本部長と

する京都府家畜伝染病等警戒本部（以下「府警戒本部」という。）及び各広域振興局長を本部長とする京都府家畜伝染病等現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。

## 2 府警戒本部及び現地警戒本部の役割(→ P34)

- (1) 府警戒本部は、必要な情報の収集、広報・相談、防疫用資材等の調達・確保、動員計画の策定等を行う。
- (2) 各現地警戒本部は、府警戒本部の指示に基づき、市町村等との連絡調整、家畜保健衛生所の支援等を行う。

## 3 専門家の助言

警戒対策については、必要に応じて専門家の助言を得る。

# 第5 府対策本部及び現地対策本部

## 1 府対策本部の設置(→ P34)

京都府家畜伝染病等対策本部等設置要綱に定める設置条件(→設置条件比較表 P48)を満たした場合、全庁体制で迅速・的確な対応措置を講じるため、知事を本部長とする京都府家畜伝染病等対策本部（以下「府対策本部」という。）及び各広域振興局長を本部長とする京都府家畜伝染病等現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置する。

なお、発生の確認前においては、必要に応じて庁内連絡会議を開催し、情報を共有し各部局の役割の確認等を行う。

## 2 府対策本部及び現地対策本部の役割(→ P34~41)

- (1) 府対策本部は、必要な情報の収集、広報・相談、防疫対策の総合調整・決定とともに、国等の関係機関との連絡調整、自衛隊の派遣要請、各現地対策本部への指示・支援等を行う。
- (2) 各現地対策本部は、府対策本部の指示及び現地家畜保健衛生所の技術的助言等に基づき、発生農場の防疫措置、支援対策等を講じるとともに、実施に当たっては、市町村、地域関係機関、団体等との十分な連携協力を図る。

なお、京都市内で発生が確認された場合は、府対策本部において京都市と連携の上で、現地対策を実施する。

## 3 専門家の助言・検証

本府の対策について、必要に応じて専門家会議を設置し、助言・検証を得る。

# 第6 広報及び府民相談窓口

## 1 報道機関等への公表等(→ P16, 19, 21, 24, 26, 28, 30)

- (1) 発生が疑われる場合、患畜若しくは疑似患畜と判断された場合又は野生動物の感染等が確認された場合においては、府対策本部等から報道機関に情報提供するとともに、現地対策本部、市町村、畜産関係団体、危機管理関係団体等に情報を連絡する。  
なお、必要に応じて本部長等は記者会見を行う。
- (2) 報道機関への情報提供に当たっては、防疫対策の徹底への協力とともに、生産者のプライバシー保護及び地域における風評被害の防止についても配慮を要請する。

## 2 京都府ホームページ等での公表

- (1) 公表資料等は京都府ホームページ（きょうと危機管理WEB等）で公表するとともに、テレビ・ラジオ等の各種媒体を通じ、適宜、広報活動を実施する。
- (2) 一般向けのわかりやすい広報の徹底に努めるとともに、本府への相談内容（府民ニーズ）も活かしたタイムリーな広報活動に努める。

## 3 府民相談窓口

府民の不安・混乱の解消、風評被害対策等のために、府対策本部に電話等による府民相談窓口を設置する。

# 第7 防疫対策

## 1 基本方針

本府で家畜伝染病等が発生した際には、徹底した封じ込めと一連の防疫措置を短時間で完了させることによりその被害を最小限に食い止めることを基本とする。このため、発生した際には、迅速な患畜等の殺処分、その死体や排せつ物等の処理及び消毒により、まん延防止及び早期収束を図る。

また、家畜伝染病等の防疫措置の重要性を認識し、農場への侵入防止対策の徹底及び早期発見・早期通報のための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、全庁による危機管理体制を構築する。

## 2 情報の収集・共有

府対策本部は、現地対策本部、市町村等を通じて発生状況の情報を収集するとともに、防疫対策関係者等との情報共有を図る。

## 3 対策の実施

- (1) 家畜伝染病等対策については、疑い事例の発生が確認されてから防疫措置の実施・完了までに時間的な余裕がない場合があるため、府対策本部の決定等により、本マニュアル（府対策本部の体制等）、別に定める防疫対策要領等に基づき、最大限速やかに対策を実施する。
- (2) 消毒、殺処分、埋却等の防疫対策の実施においては、全庁の動員体制とするとともに、自衛隊への派遣要請等も検討する。  
特に、府内における初発の場合は、迅速かつ徹底的な封じ込め対策の実施のため、速やかに完了できるよう集中的な動員体制とする。
- (3) 防疫対策に従事する職員、農場従業員等に対して、作業前後等における健康管理を徹底する。

## 4 協力連携

- (1) 国（農林水産省消費・安全局動物衛生課、近畿農政局、自衛隊）
  - ・ 必要に応じて府対策本部会議に出席
  - ・ 家畜防疫員の派遣、資機材支援等の防疫対策への協力
  - ・ 風評被害対策
  - ・ 埋却地の選定 等
- (2) 市町村
  - ・ 地域住民への情報提供
  - ・ 防疫対策への協力

- ・ 住民相談対応
  - ・ 府対策本部、現地対策本部会議等への出席
  - ・ 風評被害対策 等
- (3) 農業団体
- ・ 生産者等への情報提供 等
  - ・ 防疫対策への協力
  - ・ 風評被害対策 等
- (4) 建設業団体・運送業団体・環境衛生関連業団体
- ・ 防疫対策への協力

## 第8 風評被害対策等

### 1 正しい知識の普及

家畜伝染病等に関する基礎的知識、家畜、畜産物、野生動物等の安全性等の正しい知識の普及に努める。

### 2 生産者のプライバシーに対する配慮等

報道機関等へは、防疫対策の徹底への協力とともに、生産者のプライバシー保護及び地域における風評被害の防止についても配慮を要請する。（再掲）

### 3 生産者支援対策

- (1) 発生農場及び移動制限区域内をはじめ家畜所有者に対して、法に基づく支援制度について十分な説明を行う。
- (2) 患畜及び疑似患畜の死体等の処分に当たっては、法に基づき家畜所有者の負担が軽減されるよう配慮する。

## 第9 広域連携

「近畿ブロック等高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会」（構成：近畿ブロックの各府県、国（近畿農政局）等）及び関西防災・減災プラン（感染症対策編）（平成26年6月関西広域連合 広域防災局策定）に基づき、発生時における情報伝達、人員・資材の融通等の協力連携を行う。

## 第10 見直し

本マニュアルは、国の防疫指針の見直しなど今後の状況等も踏まえ点検・見直しを行い、適宜改正する。

## 第2部 緊急時対応

## 第1章 家畜に係る緊急時の対応(→全体フロー図 P49)

## 第1 異常家畜通報時の対応(→フロー図 P50)

## ＜家畜伝染病等に係る異常家畜通報時の連絡体制、広報対応等＞

農場等から家畜が死亡しているなどの家畜伝染病等を強く疑う通報を受けて、農場が所在する地域（以下「現地」という。）を所管する家畜保健衛生所が当該農場に立入検査を行う場合、以下により関係部局及び関係機関等へ連絡する。

## 1 連絡体制（第1報：通報事例発生報）

## (1) 現地家畜保健衛生所長→畜産課→庁内関係者

現地家畜保健衛生所長は畜産課長（又は畜産課職員）に連絡し、畜産課長（又は畜産課職員）から以下の関係者に庁内メール等（時間外・休日の場合は携帯メール）にて第1報（通報事例発生報）を連絡。（→メール文例 P58）

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長
- ・農政課参事
- ・農政課食の安全・食育係長
- ・農政課担当職員
- ・危機管理監
- ・防災監
- ・原子力防災課長
- ・原子力防災課参事
- ・原子力防災課原子力防災係長
- ・総務部長
- ・職員総務課長
- ・健康福祉総務課長
- ・監理課長
- ・監理課参事
- ・各家畜保健衛生所長
- ・農林水産技術センター畜産センター所長
- ・総務調整課長
- ・会計課長
- ・政策環境総務課長
- ・文化生活総務課長
- ・産業労働総務課長
- ・議会事務局総務課長
- ・教育庁総務企画課長
- ・監査委員事務局監査第一課長
- ・人事委員会事務局次長
- ・労働委員会事務局次長
- ・警察本部警備部警備第一課(電話連絡)
- ・近畿農政局消費・安全部安全管理課

## (2) 現地家畜保健衛生所長 → 広域振興局等 → 関係部署等

現地家畜保健衛生所長は現地を所管する広域振興局へ報告し、報告を受けた広域振興局は局内関係部署（保健所、土木事務所など）及び管内市町村へ連絡し、発生に備えた事前準備に着手する。（※広域振興局においては現地マニュアル等に基づき連絡する。）

## (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）は、ア～エに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）により連絡する。イ～エは、その連絡を受けて、関係者へ連絡する。

- ア 知事室
- イ 秘書課長 → 秘書課関係職員
- ウ 知事・副知事秘書 → 知事・副知事
- エ 広報課長 → 広報課関係職員

## (4) 各課職員→関係者（機関）

畜産課長（又は畜産課職員）から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて関係者（機関）へ連絡する。

- ・ 農政課長（又は農政課参事）
  - 畜産関係団体
  - 近畿農政局消費・安全部安全管理課
  - 近隣府県
- ・ 職員総務課長
  - 職員総務課総務係長
  - 職員長G関係職員（職員動員の対応）
- ・ 原子力防災課長
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 自衛隊（PCメール送信、FAX併用）
  - ※殺処分等の動員準備のため、自衛隊にはこの時点で連絡をする。
  - 各広域振興局
    - 管内市町村
  - 関西広域連合等関係機関
  - 京都市（消防局）
- ・ 健康福祉総務課長
  - 健康福祉総務課企画調整係長
  - 健康福祉部関係職員（防疫対応職員の健康管理対応）
- ・ 監理課長（又は監理課参事）
  - 監理課企画調整係長
  - 建設交通部関係職員（消毒ポイントの設置対応）

## 2 初動要員（庁内及び農林水産部内調整者）の確保

## (1) 各関係課長等→関係職員

畜産課長（又は畜産課職員）から連絡を受けた各関係課長等は連絡表により下記の各所属職員に1(1)で受信した第1報（通報事例発生報）を転送するなどして、(2)の初動要員を本庁へ参集・待機させる。

- ・農政課参事
  - 農林水産部幹部職員（課長、参事等）  
京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長
  - 緊急動員職員等の招集等を補佐する職員（緊急動員後方支援職員）
  
- ・農政課食の安全・食育係長、担当職員
  - 農政課各係長（2号動員）
  - 警察本部警備部警備第一課
  
- ・職員総務課長
  - 職員総務課総務係長
  - （職員動員に係る担当職員及び旧婦人相談所駐車場確保担当職員）
  
- ・原子力防災課長
  - 原子力防災課担当職員
  
- ・健康福祉総務課長
  - 健康福祉総務課企画調整係長
  - 健康対策課長、統括保健師長、薬務課長
  
- ・監理課長（又は監理課参事）
  - 監理課企画調整係長
  - 建設交通部関係職員
  
- ・畜産課長
  - 畜産課職員
  
- ・各家畜保健衛生所長
  - 各家畜保健衛生所関係職員
  
- ・総務調整課長
  - 府有資産活用課長  
（府庁内駐車スペースの確保）
  
- ・文化生活総務課長
  - 生活衛生課長

## (2) 初動要員（庁内及び農林水産部内調整者）

初動要員は次の職員を確保・待機させること。

**農林水産部**

- ・ 部長
- ・ 副部長
- ・ 技監

**畜産課**

- ・ 畜産課長
- ・ 畜産課家畜衛生係長
- ・ 畜産課担当職員

**農政課**

- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課食の安全・食育係長
- ・ 農政課担当職員
- ・ 京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長

**農林水産部各課**

- ・ 各課管理職員（課長、参事等）
- ・ 緊急動員職員等の招集等を補佐する職員（緊急動員後方支援職員）

**職員総務課**

- ・ 職員総務課長
- ・ 職員総務課総務係長
- ・ （職員動員に係る担当職員）

**原子力防災課**

- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課参事
- ・ 原子力防災課原子力防災係長
- ・ 原子力防災課担当職員

**健康福祉総務課**

- ・ 健康福祉総務課長
- ・ 健康福祉総務課企画調整係長
- ・ 健康対策課長
- ・ 統括保健師長
- ・ 薬務課長

**監理課**

- ・ 監理課長
- ・ 監理課参事
- ・ 監理課企画調整係長
- ・ （職員動員に係る担当職員）

**各家畜保健衛生所**

- ・ 各家畜保健衛生所関係職員

**文化生活総務課**

- ・ 生活衛生課長

### 3 緊急動員体制

#### (1) 緊急動員後方支援職員の招集

農林水産部は、緊急動員職員等の招集等を補佐する職員（緊急動員後方支援職員）を招集し、緊急動員職員の受入体制を確保する。（メール文例→ P58）

#### (2) 緊急動員職員（全庁）等の招集指示

職員長Gは、農林水産部と動員規模（第1陣の人数及びバス台数）及び招集時刻について協議の上で、庁内各部局へ緊急動員職員の招集について指示する。（2陣目以降は追って連絡を指示。）

庁内各部局は、職員長Gの指示により第1陣の職員動員（緊急動員職員）及び必要な職員の動員招集を行う。（メール文例→ P58）

連絡は、職員総務課から、「危機管理緊急連絡体制表」に登録された各部の職員を通じて行う。

##### <緊急動員職員>

- ・職員総務課

→（主管課経由）各部危機管理緊急連絡体制表登録職員 →緊急動員職員

##### <その他の動員職員>

- ・健康福祉総務課長

→ 健康福祉部関係職員（防疫対応職員の健康管理対応職員）

- ・監理課長（又は監理課参事）

→ 建設交通部関係職員（消毒ポイントの設置対応職員）

## 第2 家畜伝染病等疑い事例発生時の対応(→フロー図 P51)

＜家畜伝染病等に係る疑い事例発生（簡易検査等陽性）時の連絡体制、広報対応、第1回対策本部会議の開催等＞

農場等からの通報を受けて、現地家畜保健衛生所が農場への立入検査及び簡易検査等を実施した結果、「家畜伝染病等の発生が疑われる」と判断（簡易検査等陽性）した場合は、以下により連絡、広報を行うとともに、直ちに府対策本部を設置する。

また、各広域振興局は現地対策本部を設置する。

### 1 連絡体制（第2報：疑い事例発生報）

#### (1) 現地家畜保健衛生所長→畜産課長→農政課 課長・参事→庁内関係者等

現地家畜保健衛生所長は畜産課長（又は畜産課職員）に連絡し、畜産課長（又は畜産課職員）から以下の関係者に庁内メール等（時間外・休日の場合は携帯メール等）にて第2報（疑い事例発生報）を連絡。（→メール文例 P59）

#### ○畜産課から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長（\*）
- ・農政課参事（\*）
- ・農政課食の安全・食育係長（\*）
- ・農政課担当職員（\*）
- ・農林水産省消費・安全局動物衛生課
- ・近畿農政局消費・安全部安全管理課

#### ○農政課長（又は農政課参事）から連絡（\*畜産課メールを転送対応）

- ・危機管理監
- ・防災監
- ・原子力防災課長
- ・原子力防災課参事
- ・原子力防災課原子力防災係長
- ・総務部長
- ・職員総務課長
- ・健康福祉総務課長
- ・監理課長
- ・監理課参事
- ・各家畜保健衛生所長
- ・農林水産技術センター畜産センター所長
- ・総務調整課長
- ・会計課長
- ・政策環境総務課長
- ・文化生活総務課長
- ・産業労働総務課長

- ・ 議会事務局総務課長
- ・ 教育庁総務企画課長
- ・ 監査委員事務局監査第一課長
- ・ 人事委員会事務局次長
- ・ 労働委員会事務局次長

○農政課参事から連絡（＊畜産課メールを転送対応）

- ・ 農林水産部幹部職員（課長、参事等）
- ・ 京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長

○農政課食の安全・食育係長・担当職員から連絡

- ・ 警察本部警備部警備第一課（電話連絡）
- ・ 農政課各係長（2号動員）

(2) 現地家畜保健衛生所長→広域振興局等→関係部署等

現地家畜保健衛生所長は現地を所管する広域振興局へ報告し、報告を受けた広域振興局は直ちに「現地対策本部」を設置するとともに、局内関係部署（保健所、土木事務所など）、管内市町村、関係警察署等へ連絡し、発生を前提とした事前準備に着手する。

(3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）は、ア～オに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）により連絡する。イ～オは、その連絡を受けて、関係者へ連絡する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| ア | 知事室長     |           |
| イ | 秘書課長     | → 秘書課関係職員 |
| ウ | 知事・副知事秘書 | → 知事・副知事  |
| エ | 広報課長     | → 広報課関係職員 |
| オ | 議会事務局長   | → 府議会全議員  |

#### (4) 関係部署→関係者・関係機関等

畜産課及び農政課長（又は農政課参事）から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ・農政課長（又は農政課参事）
  - 畜産関係団体
  - 近畿農政局消費・安全部安全管理課
  - 近隣府県
  
- ・職員総務課長
  - 職員総務課総務係長
  - 職員長G関係職員（職員動員の対応）
  
- ・原子力防災課
  - 庁内各部
  - 自衛隊
  - 各広域振興局
  - 管内市町村
  - 関西広域連合等関係機関
  - 京都市（消防局）
  
- ・健康福祉総務課長
  - 健康福祉総務課企画調整係長
  - 健康福祉部関係職員（防疫対応職員の健康管理対応）
  
- ・監理課長（又は監理課参事）
  - 監理課企画調整係長
  - 建設交通部関係職員（消毒ポイントの設置対応）
  
- ・総務調整課長
  - 府有資産活用課長（府庁内の駐車スペースの確保対応）
  
- ・政策環境総務課
  - 循環型社会推進課
  - 環境管理課
  
- ・文化生活総務課長
  - 生活衛生課長
  
- ・畜産課
  - 政策法務課参事（公報発行）

## 2 動員体制

### (1) 本格動員班（第2陣以降の動員職員）の招集（待機）指示

職員長Gは、農林水産部と動員規模（人数及びバス台数）について協議の上で、庁内各部局へ動員について招集（待機）を指示する。

連絡は、職員総務課から、「危機管理緊急連絡体制表」に登録された各部の職員を通じて行う。

## 3 「府対策本部」会議等の開催

知事を本部長とする「府対策本部」を設置し、直ちに初回府対策本部会議を開催する。

なお、府対策本部会議の開催に当たっては、原則、報道陣に全て公開で行うこととし、その開催日時は、広報対応時に報道各社に連絡するものとする。

府対策本部の構成、事務分掌及び事務局体制については、第3部において定める。

### (1) 連絡体制

府対策本部（事務局）

→ 府対策本部構成員（議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部、各広域振興局を含む）に会議招集を連絡（→メール文例 P59）

## 4 広報対応

府内での家畜伝染病等の疑い事例の確認及び府対策本部会議の開催日時について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例 P61）ただし、隣接府県発生の場合は、府対策本部会議の開催日時のみ連絡する。

### (1) 発表者

畜産課長

（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

疑い事例発生（簡易検査等陽性）後、速やかに行う。

なお、発表は原則、府政記者室投げ込みとする。ただし、発生が夜間となった場合は、広報課と協議の上、FAX対応とし、発表者が電話等により問合せ対応を行う。

### (3) 報道機関からの問合せ

プレス資料の内容以外の問合せには答えない。

（例えば、発生農場を聞かれても答えない。）

### 第3 家畜伝染病等発生確定時の対応(→フロー図 P52)

#### <家畜伝染病等発生確定時等の連絡体制、広報対応、府対策本部体制等>

京都府内において、家畜伝染病等の発生が確認された場合は、状況に応じて府対策本部を開催する。

#### 1 連絡体制(第3報:発生確定報)

##### (1) 現地家畜保健衛生所→広域振興局等→関係部署等

確定検査陽性であり、疫学情報等から農林水産省消費・安全局動物衛生課が、患者又は疑似患者と決定した場合、現地家畜保健衛生所は現地を所管する広域振興局に報告するとともに、現地での防疫作業に直ちに着手する。

現地対策本部は、管内市町村、関係警察署等に詳細を連絡し、現地での防疫体制等に着手する。

##### (2) 畜産課長→農政課 課長・参事→庁内関係者等

確定検査陽性であり、疫学情報等から農林水産省消費・安全局動物衛生課が、患者又は疑似患者と決定した場合、畜産課長(又は畜産課職員)及び農政課長(又は農政課参事)から以下の関係者に庁内メール等(時間外・休日の場合は携帯メール等)にて第3報(発生確定報)を緊急連絡。(→メール文例 P59)

##### ○畜産課から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長(\*)
- ・農政課参事(\*)
- ・農政課食の安全・食育係長(\*)
- ・農政課担当職員(\*)
- ・現地家畜保健衛生所
- ・近畿農政局消費・安全部安全管理課

##### ○農政課長(又は農政課参事)から連絡(\*畜産課メールを転送対応)

- ・危機管理監
- ・防災監
- ・原子力防災課長
- ・原子力防災課参事
- ・原子力防災課原子力防災係長
- ・総務部長
- ・職員総務課長
- ・健康福祉総務課長
- ・監理課長
- ・監理課参事
- ・各家畜保健衛生所長(山城、南丹、中丹、丹後)

- ・農林水産技術センター畜産センター所長
- ・総務調整課長
- ・会計課長
- ・政策環境総務課長
- ・文化・生活総務課長
- ・産業労働総務課長
- ・議会事務局総務課長
- ・教育庁総務企画課長
- ・監査委員事務局監査第一課長
- ・人事委員会事務局次長
- ・労働委員会事務局次長

○農政課参事（又は農政課長）から連絡（＊畜産課長メールを転送対応）

- ・農林水産部幹部職員（課長、参事等）
- ・京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長

○農政課食の安全・食育係長、担当職員から連絡

- ・警察本部警備部警備第一課（電話連絡）
- ・農政課各係長（2号動員）

### (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）からア～オに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）により連絡する。イ～オは、その連絡を受けて、関係者へ連絡する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| ア | 知事室長     |           |
| イ | 秘書課長     | → 秘書課関係職員 |
| ウ | 知事・副知事秘書 | → 知事・副知事  |
| エ | 広報課長     | → 広報課関係職員 |
| オ | 議会事務局長   | → 府議会全議員  |

(4) 農政課長（又は農政課参事）から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて関係者（機関）へ連絡する。

- ・農政課長（又は農政課参事）
  - 畜産関係団体
  - 近畿農政局消費・安全部安全管理課
  - 近隣府県
- ・原子力防災課
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 自衛隊
  - 各広域振興局
    - 管内市町村
  - 関西広域連合等関係機関
  - 京都市（消防局）

## 2 「府対策本部」会議等の開催

第2回「府対策本部」会議を開催する。

なお、開催に当たっては、原則、報道陣にすべて公開で行うこととし、その開催日時は、広報対応時に報道各社に連絡するものとする。

### (1) 連絡体制

府対策本部（事務局）

→ 府対策本部構成員（議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部、各広域振興局を含む）に会議招集を連絡

## 3 広報対応

府内での家畜伝染病等の発生及び府対策本部会議の開催日時について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例 P62）ただし、隣接府県発生の場合は、府対策本部会議の開催日時のみ連絡する。

### (1) 発表者

農林水産部副部長

（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

府内発生確定後、速やかに行う。

なお、発表は原則、レクチャー付き発表とするが、発表から府対策本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合は、府政記者室投げ込みとする。

また、国（農林水産省）と同時発表を行うため、家畜伝染病等の発生確認が夜間となった場合は、国及び広報課と協議の上、FAX対応とする。ただし、府内発生1例目の場合は、発表から府対策本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合を除き、夜間でもレクチャー付き発表とする。

### (3) 発表内容

ア 発生場所 ●●市(町村)に所在する●●(畜種)農場((用途)●●羽(頭))

イ 経過 通報日時、確定までの検査など

ウ 当面の措置 防疫作業、移動(搬出)制限区域の設置など

※ 以上は国の指針に準じて発表

エ 「府対策本部会議」の開催日時・場所

### (4) 報道機関からの問合せ

府対策本部会議を公開で実施し今後の対応等についても協議するため、プレス内容以外の問合せには答えない（例えば、発生農場を聞かれても答えない。）が、現地対策本部等に取材・記者発表の拠点となるプレスルームを設置するとともに、取材可能な場所・時間をあらかじめ設定するなど、迅速かつ適切な情報提供に努めるものとする。

## 第4 発生農場等における防疫措置開始後の対応(→フロー図 P53)

## ＜発生農場等における防疫措置開始後等の連絡体制、広報対応、府対策本部体制等＞

京都府内において、家畜伝染病等の発生農場等における防疫措置が開始された後、防疫措置の進捗状況に応じて府対策本部等で情報を共有、必要に応じて、府対策本部等を開催するとともに、広報する。

## 1 連絡体制（情報の収集）

## (1) 現地家畜保健衛生所→広域振興局等

発生農場における殺処分、消毒ポイントの設置等の防疫措置が開始された場合、現地家畜保健衛生所は、現地での防疫対策を総括し、所管する広域振興局に報告する

## (2) 畜産課→農政課→庁内関係者等

発生農場における殺処分、消毒ポイントの設置等の防疫措置が開始された場合、畜産課は、現地情報を収集し、防疫情報資料（広報用）を作成、農政課を通じて、対策本部（原子力防災課）に庁内メール等にて報告。

## ○畜産課から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課

## ○農政課から連絡（畜産課メールを転送対応）

- ・原子力防災課

## (3) 農政課から防疫情報資料（広報用）の報告を受けた以下の職員は、その報告を受けて広報課へ報告する。

- ・原子力防災課  
→ 広報課

## 2 連絡体制（情報の共有）

## (1) 原子力防災課→府対策本部各部局、広域振興局等

防疫情報資料（広報用）を広報課へ報告した原子力防災課は、その報告内容を府対策本部各部局及び広域振興局へ共有する。

(2) 原子力防災課から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて関係者（機関）へ連絡する。

- ・農政課
  - 畜産課
  - 畜産関係団体
  - 近畿農政局消費・安全部安全管理課
  - 近隣府県
  - 家畜保健衛生所
- ・広域振興局
  - 管内市町村

### 3 「府対策本部」会議等の開催

必要に応じて「府対策本部」会議を開催する。

なお、開催に当たっては、原則、報道陣にすべて公開で行うこととし、その開催日時は、広報対応時に報道各社に連絡するものとする。

#### (1) 連絡体制

府対策本部（事務局）

- 府対策本部構成員（議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部、各広域振興局を含む）に会議招集を連絡

### 4 広報対応

発生農場における殺処分、消毒ポイントの設置等の防疫措置の進捗状況及び府対策本部会議の開催日時について、各社に広報を行う（→プレスリリース文例 P61～70）。

#### (1) 発表者

危機管理部

#### (2) 発表のタイミング

発生農場における殺処分、消毒ポイントの設置等の防疫措置の進捗状況については、定期的に行う。

なお、発表から府対策本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合は、府政記者室投げ込みとする。

#### (3) 発表内容

- ア 発生場所 ●●市(町村)に所在する●●(畜種)農場((用途)●●羽(頭))
- イ 経過 通報日時、確定までの検査など
- ウ 進捗状況 防疫作業の進捗状況、移動(搬出)制限区域の設置など  
あるいは、防疫措置の完了など
- エ 「府対策本部会議」の開催日時・場所

#### (4) 報道機関からの問合せ

府対策本部会議を公開で実施し今後の対応等についても協議するため、プレス内容以外の問合せには答えない（例えば、発生農場を聞かれても答えない。）が、現地対策本部等に取材・記者発表の拠点となるプレスルームを設置するとともに、取材可能な場所・時間をあらかじめ設定するなど、迅速かつ適切な情報提供に努めるものとする。

## 第2章 野生動物に係る緊急時の対応（野鳥）

### 第1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等疑い事例発生時の対応（→フロー図 P54）

#### <野鳥における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例発生時の連絡体制、広報対応等>

府民等からの通報を受けて、現地広域振興局及び京都林務事務所は、市町村と連携して当該死亡野鳥を引き取り、検査対象と判断される場合は簡易検査を実施する。

検査の結果「陽性」と判定された場合は、農村振興課に連絡し、確定検査のため検査機関へ採材した試料を送付するとともに、農村振興課は、畜産課に報告し、以下により連絡、広報を行う。

なお、糞便等の採取調査で陽性が判明した場合、本章第2により対応を行う。

#### 1 連絡体制

##### (1) 現地広域振興局又は京都林務事務所→農村振興課長→畜産課長、庁内関係者

現地広域振興局又は京都林務事務所は、農村振興課長（又は農村振興課職員）に連絡し、農村振興課長（又は農村振興課職員）から畜産課長（又は畜産課職員）等以下の関係者に庁内メール（時間外・休日の場合は携帯メール）にて第1報（野鳥疑い発生報）を連絡。（→メール文例 P60）

- ・ 畜産課長
- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課食の安全・食育係長
- ・ 農政課担当職員
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課参事
- ・ 原子力防災課原子力防災係長

##### (2) 現地広域振興局又は京都林務事務所→関係部署等

現地広域振興局又は京都林務事務所は、管内関係部署、管内市町村、関係警察署等へ連絡し、病原性確定に備えた事前準備に着手する。

##### (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）からア～オに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）を送信（農村振興課メールを転送対応）の上、電話連絡。イ～オは、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| ア | 知事室長     |           |
| イ | 秘書課長     | → 秘書課関係職員 |
| ウ | 知事・副知事秘書 | → 知事・副知事  |
| エ | 広報課長     | → 広報課関係職員 |

オ 議会事務局長 → 府議会全議員

(4) 農村振興課から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ・原子力防災課
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 部内関係者（情報提供）
  - 危機管理関係課職員
  - 各広域振興局
  - 管内市町村
  
- ・畜産課
  - 各家畜保健衛生所、畜産センター、畜産関係団体等
  - 家きん飼養者
  
- ・農村振興課
  - 環境省、近畿地方環境事務所、近畿農政局、京都市

## 2 広報対応

府内での野鳥における疑い事例について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例P69）

### (1) 発表者

農村振興課長

（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

公表は、簡易検査で「陽性」と判定され、試料を検査機関に送付後、速やかに行う（必要に応じて環境省と協議を行う）。

なお、発表は原則、府政記者室投げ込みとする。ただし、試料送付が夜間となった場合は、広報課と協議の上、FAX対応とし、発表者が電話等により問い合わせ対応を行う。

### (3) 報道機関からの問合せ

プレス資料の内容以外の問合せには答えない。

## 第2 野鳥及び糞便等採取調査における確定時の対応（→フロー図 P55）

### ＜野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確定した時の連絡体制、広報対応等＞

死亡野鳥について、検査機関に送付した試料の判定結果の報告があったとき又は糞便等の採取調査において検査機関に送付した試料の確定検査の結果が「陽性」であった旨の通知があったときは、農村振興課は以下により連絡するとともに、「高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）」など病原性まで確定された場合には、環境省と同時に公表を行う。

#### 1 連絡体制

##### (1) 農村振興課長→畜産課長、現地広域振興局、京都林務事務所、庁内関係者

検査機関から判定結果の報告があったときは、農村振興課長は直ちに判定結果を畜産課長に連絡し、現地広域振興局又は京都林務事務所等以下の関係者に庁内メール（時間外・休日の場合は携帯メール）にて第2報（野鳥確定報）を連絡。（→メール文例 P60）

- ・ 畜産課長
- ・ 現地広域振興局
- ・ 京都林務事務所長
- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課食の安全・食育係長
- ・ 農政課担当職員
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課参事
- ・ 原子力防災課原子力防災係長

##### (2) 現地広域振興局又は京都林務事務所→関係部署等

現地広域振興局又は京都林務事務所は、管内関係部署、管内市町村、関係警察署等へ連絡し、公表後は速やかに現地での接触者の調査体制等の構築に着手するとともに、周辺住民に情報提供を行い注意喚起に努める。

##### (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）からア～オに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）を送信（農村振興課メールを転送対応）の上、電話連絡。イ～オは、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| ア | 知事室長     |           |
| イ | 秘書課長     | → 秘書課関係職員 |
| ウ | 知事・副知事秘書 | → 知事・副知事  |
| エ | 広報課長     | → 広報課関係職員 |

オ 議会事務局長 → 府議会全議員

(4) 農村振興課から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ・原子力防災課
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 部内関係者（情報提供）
  - 危機管理関係課職員
  - 各広域振興局
  - 管内市町村
- ・畜産課
  - 各家畜保健衛生所、畜産センター、畜産関係団体等
  - 家きん飼養者
- ・農村振興課
  - 近畿地方環境事務所、近畿農政局、京都市
  - 野生鳥獣救護施設等関係団体

## 2 広報対応

府内での野鳥におけるウイルスの確認及び府警戒本部会議の開催日時について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例 P71）

### (1) 発表者

農林水産部副部長（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

検査機関から判定結果の報告後、速やかに行う。

なお、発表は原則、レクチャー付き発表とするが、発表から府警戒本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合は、府政記者室投げ込みとする。

また、国（環境省）と同時発表を行うため、病原性の判定の確定が夜間となった場合は、国及び広報課と協議の上、FAX対応とする。ただし、府内での確認が1例目の場合は、発表から府警戒本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合を除き、夜間でもレクチャー付き発表とする。

### (3) 発表内容

- ア 検体回収地点 ●●市（町村）●●
- イ 種類・羽数 ●●、●羽
- ウ 経過 回収日時、確定までの検査など
- エ 当面の措置 野鳥の監視、検体回収地点の消毒、立入制限など
- オ 「府警戒本部会議」の開催日時・場所

### (4) 報道機関からの問合せ

府警戒本部会議を公開で実施し今後の対応等についても協議するため、プレス内容以外の問合せには答えない。

## 第3章 野生動物に係る緊急時の対応(野生いのしし等)

### 第1 野生いのしし等における豚熱等疑い事例発生時の対応(→フロー図P56)

#### <野生いのしし等における豚熱等の疑い事例発生時の連絡体制、広報対応等>

府民等からの通報を受けて、現地広域振興局及び京都林務事務所は、市町村と連携して当該死亡又は捕獲した野生いのしし等の情報を収集し、農村振興課に報告する。

農村振興課は、畜産課へ連絡するとともに、農村振興課又は各家畜保健衛生所のいずれかが現地に確認に向かうよう調整する。

農村振興課又は家畜保健衛生所は、現地で野生いのしし等の確認を行い、検査対象と判断される場合は、現地で採材の上、精密検査のため中丹家畜保健衛生所に試料を移送する。

中丹家畜保健衛生所は、検査結果を畜産課に報告し、検査の結果「陽性」であった場合には、確定検査のため検査機関へ採材した試料を送付する。

畜産課は、以下により連絡、広報を行う。

すでに府内で野生いのしし等における豚熱等が確認されている場合、精密検査陽性により確定となるため、本章第2により対応を行う。

#### 1 連絡体制

##### (1) 中丹家畜保健衛生所→畜産課長→農村振興課、庁内関係者

中丹家畜保健衛生所から報告を受けた畜産課長(又は畜産課職員)は、現地家畜保健衛生所長(又は現地家畜保健衛生所職員)等以下の関係者に庁内メール(時間外・休日の場合は携帯メール)にて第1報(野生いのしし等豚熱等疑い発生報)を連絡。

(→メール文例 P60)

- ・ 現地家畜保健衛生所長
- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課食の安全・食育係長
- ・ 農政課担当職員
- ・ 農村振興課長
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課参事
- ・ 原子力防災課原子力防災係長

##### (2) 現地家畜保健衛生所→現地広域振興局→関係部署等

現地家畜保健衛生所は、現地広域振興局に連絡し、現地広域振興局は、管内市町村、関係警察署等へ連絡する。

現地家畜保健衛生所及び現地広域振興局は、確定に備えた事前準備に着手する。

##### (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長若しくは農政課長）からア～オに対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）を送信（畜産課メールを転送対応）の上、電話連絡。イ～オは、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ア 知事室長
- イ 秘書課長 → 秘書課関係職員
- ウ 知事・副知事秘書 → 知事・副知事
- エ 広報課長 → 広報課関係職員
- オ 議会事務局長 → 府議会全議員

(4) 畜産課長から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ・原子力防災課
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 部内関係者(情報提供)
  - 危機管理関係課職員
  - 各広域振興局
  - 管内市町村
- ・畜産課
  - 各家畜保健衛生所、畜産センター
  - 家畜飼養者
  - 農林水産省（消費・安全局動物衛生課）、近畿農政局、畜産関係団体等
- ・農村振興課
  - 各広域振興局又は京都林務事務所、猟友会等

## 2 広報対応

府内での野生いのしし等における疑い事例について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例 P73）

### (1) 発表者

畜産課長（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

公表は、精密検査で「陽性」と判定され、試料を検査機関に送付後、速やかに行う。（必要に応じて農林水産省と協議を行う）

なお、発表は原則、府政記者室投げ込みとする。ただし、試料送付が夜間となった場合は、広報課と協議の上、FAX対応とし、発表者が電話等により問い合わせ対応を行う。

### (3) 報道機関からの問合せ

プレス資料の内容以外の問合せには答えない。

## 第2 野生いのしし等における豚熱等確定時の対応(→フロー図 P57)

### ＜野生いのしし等における豚熱等が確定した時の連絡体制、広報対応等＞

死亡又は捕獲いのしし等について、農林水産省消費・安全局動物衛生課から検査機関に送付した試料の検査結果の連絡があったときは、畜産課は以下により連絡、広報を行う。

#### 1 連絡体制

##### (1) 畜産課長→現地家畜保健衛生所、庁内関係者

農林水産省消費・安全局動物衛生課から検査機関による検査結果の連絡があったときは、畜産課長は直ちに検査結果を現地家畜保健衛生所等以下の関係者に庁内メール(時間外・休日の場合は携帯メール)にて第2報(野生いのしし等豚熱等確定報)を連絡。(→メール文例 P60)

- ・ 現地家畜保健衛生所長
- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課食の安全・食育係長
- ・ 農政課担当職員
- ・ 農村振興課長
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課参事
- ・ 原子力防災課原子力防災係長

##### (2) 現地家畜保健衛生所→現地広域振興局→関係部署等

現地家畜保健衛生所は、現地広域振興局に連絡し、現地広域振興局は、管内市町村、関係警察署等へ連絡する。

現地家畜保健衛生所及び現地広域振興局は、公表後は速やかに豚等飼養者に情報提供を行い注意喚起に努める。

##### (3) 農林水産部→二役等

農林水産部副部長(又は農林水産部長若しくは農政課長)からア～オに対して庁内メール等(時間外・夜間の場合は携帯メール)を送信(畜産課メールを転送対応)の上、電話連絡。イ～オは、その連絡を受けて、関係者(機関)へ連絡する。

- |   |          |           |
|---|----------|-----------|
| ア | 知事室長     |           |
| イ | 秘書課長     | → 秘書課関係職員 |
| ウ | 知事・副知事秘書 | → 知事・副知事  |
| エ | 広報課長     | → 広報課関係職員 |
| オ | 議会事務局長   | → 府議会全議員  |

(4) 畜産課長から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者（機関）へ連絡する。

- ・原子力防災課
  - 庁内各部（議会事務局、各委員会事務局、教育庁、警察本部を含む）
  - 部内関係者（情報提供）
  - 危機管理関係課職員
  - 各広域振興局
  - 管内市町村
  
- ・畜産課
  - 各家畜保健衛生所、畜産センター
  - 家畜飼養者
  - 近畿農政局、畜産関係団体等
  
- ・農村振興課
  - 各広域振興局又は京都林務事務所、猟友会等

## 2 広報対応

府内での野生いのしし等におけるウイルスの確認及び府警戒本部会議の開催日時について各社に広報を行う。（→プレスリリース文例 P73）

### (1) 発表者

農林水産部副部長（時間外・夜間で緊急対応が必要な場合は、農政課長が代理）

### (2) 発表のタイミング

検査機関による検査結果の報告後、速やかに行う。

なお、発表は原則、レクチャー付き発表とするが、発表から府警戒本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合は、府政記者室投げ込みとする。

また、確定が夜間となった場合は、広報課と協議の上、FAX対応とする。ただし、府内での確認が1例目の場合は、発表から府警戒本部会議の開催時間までに十分な猶予がない場合を除き、夜間でもレクチャー付き発表とする。

### (3) 発表内容

ア 検体回収地点 ●●市（町村）●●

イ 性別、体重等 ●、●●kg

ウ 経過 回収（捕獲）日時、確定までの検査など

エ 当面の措置 野生いのしし等の監視、検体回収地点の消毒、立入制限など

オ 「府警戒本部会議」の開催日時・場所

(4) 報道機関からの問合せ

府警戒本部会議を公開で実施し今後の対応等についても協議するため、プレス内容以外の問合せには答えない。



## 第3部 組織体制

# 第1章 対策本部等の体制

## 第1 家畜伝染病等の発生状況等に応じた京都府の体制(→設置条件等比較表 P48)

家畜伝染病等の発生状況等に応じて、以下のとおり体制を構築し対策に当たるものとする。

発生状況	主要な対応
①国内の家畜又は野生動物で発生が確認され、かつ、対策本部又は警戒本部の設置条件を満たさない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防疫対応等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況等の情報収集</li> <li>・農場の防疫対策の徹底</li> <li>・関係団体等への対策徹底</li> <li>・発生都道府県への家畜防疫員派遣</li> <li>・全庁（各部局）の情報共有</li> <li>・府警戒本部及び現地警戒本部の設置準備</li> </ul> </li> </ul>
②警戒本部設置条件を満たした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「府警戒本部」の設置・会議開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策方針の決定</li> <li>・府内発生時の各部局等分担事務の事前準備</li> <li>・府対策本部の設置準備</li> </ul> </li> <li>○防疫対応等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場の防疫対策の強化</li> <li>・防疫用資材等の調達・確保</li> <li>・自衛隊、国、他府県への応援要請調整（必要に応じて）</li> </ul> </li> <li>○専門家の意見聴取（必要に応じて）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の対応や初動防疫を検討</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「現地警戒本部」の設置・会議開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内発生時の各部局分担事務の事前準備</li> <li>・現地対策本部の設置準備</li> </ul> </li> </ul>
③対策本部設置条件を満たした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「府対策本部」の設置・会議開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策方針の決定</li> <li>・各部局等分担事務の実行</li> </ul> </li> <li>○「専門家会議」の設置（必要に応じて）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・府の対策について助言・検証</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「現地対策本部」の設置・会議開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局分担事務の実行</li> </ul> </li> </ul>

## 第2 府対策本部等の体制

府対策本部及び警戒本部の体制は、次のとおりとする。

### 1 府対策本部及び警戒本部の事務局体制

	対 策 本 部	警 戒 本 部
本部長	知事	副知事
副本部長	副知事	
本 部 員	企画理事、危機管理監、企画調整理事、知事室長、職員長、 会計管理者、総務部長、総合政策環境部長、文化生活部長、 健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長、 議会事務局長、監査委員事務局長、 人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、教育委員会教育長、 警察本部長、広域振興局長	
事務局長	危機管理監 (事務局次長 防災監、農林水産部副部長)	危機管理監
主担当課 (庶務)	危機管理総務課、災害対策課、 原子力防災課、消防保安課、農政課	原子力防災課、 農政課
班 編 成 (人数)	総括班 (2人)	○各班の総合調整 (指揮者・指揮者補助)
	広報班 (1~2人)	○府民、報道機関等への情報提供等 ○府ホームページなどの活用等
	相談班 (3~5人)	○府民、畜産農家等からの相談対応等 (相談センターの設置運営等)
	対策班 (3~5人)	○個別案件の対応・処理等
	情報班 (3~5人)	○情報の集約・分析 ○地図情報 (GIS) 等の処理 ○対策の記録等 ○テレビ会議等の設営
動 員	必要に応じて、非常時専任職員を動員 (3~5人) (固定職員によるローテーション等) ○各部局との連絡調整	
場 所	京都府庁1号館6階危機管理センター 災害対策本部会議室 24時間体制	

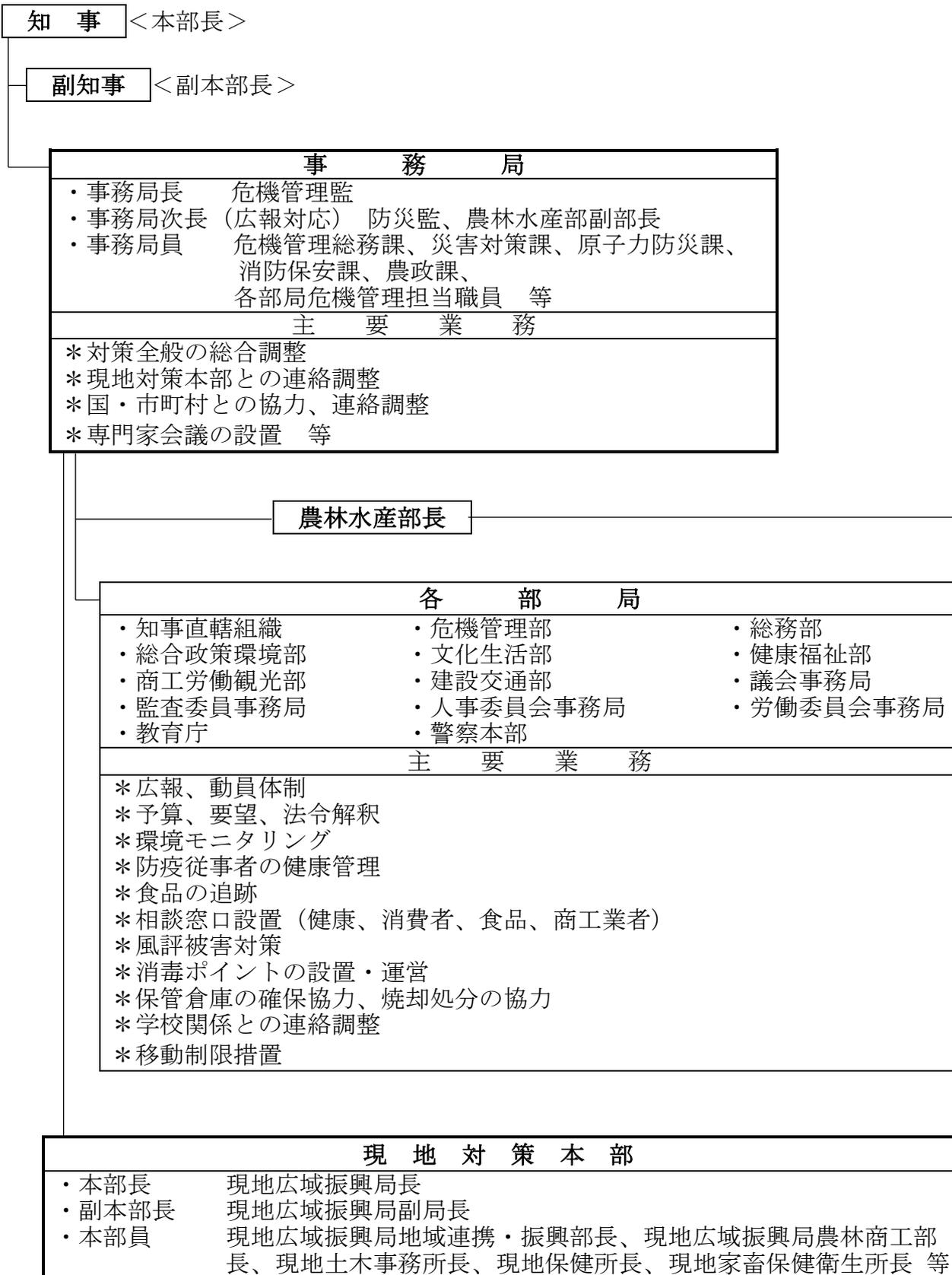
## 2 府対策本部の事務分掌

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理監 防災監 農林水産部副部長  (事務局) ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関する事 ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関する事 ③国・市町村との連絡調整に関する事 ④情報・データの一元管理に関する事 ⑤定時記者発表等広報に関する事 ⑥府民相談窓口の運営に関する事 (総合政策環境部と共管) ⑦広域振興局との調整に関する事	
農林水産部	①防疫(家畜、野生動物等)対策に関する事 ②府対策本部との調整に関する事 ③家畜保健衛生所との調整に関する事 ④農林水産省・環境省との連携・調整に関する事 ⑤専門家会議の運営に関する事 ⑥防疫資材の確保に関する事 ⑦風評被害対策に関する事	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送付
知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)	①報道機関との調整等に関する事 ②緊急支出の審査・支払に関する事 ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関する事 ②焼・埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③防疫資材の確保に関する事(農林水産部と共管)	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
総合政策環境部	①埋却地周辺の環境保全に関する事 ②環境省との連絡調整に関する事 ③焼却施設との連絡調整に関する事 ④殺処分鶏等の焼却灰の処理に関する事 ⑤府立の大学との情報連絡等に関する事	・埋却地周辺の環境モニタリング ・環境に係る相談対応 ・焼却施設の目的外使用に係る手続き ・焼却灰の廃棄物処理施設への搬出に係る手続き ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部名等	主な事務分掌	主要な関連業務
文化生活部	①府民相談窓口の運営に関する事 (本部事務局と共管) ②私立学校との情報連絡等に関する事 ③食肉処理施設、食鳥処理施設等に関する事 ④動物取扱業に関する事 ⑤愛玩動物に関する事	・府民からの相談窓口 ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・食品衛生に係る相談対応
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する事(知事直轄組織と共管) ②保育園、介護施設等に関する事	・健康に係る相談対応 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関する事 ②観光対策に関する事	・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関する事 ②消毒資機材等の輸送調整に関する事 ③建設業協会等との調整に関する事	・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関する事	・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関する事	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関する事(学校給食を含む。) ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関する事	・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
警察本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関する事 ②治安の維持、防犯対策に関する事	・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 (広域振興局)	①現地対策本部の運営に関する事 ②市町村等との連絡調整に関する事 ③焼・埋却地に関する地元調整に関する事 ④消毒ポイントの現地運営に関する事 ⑤家畜保健衛生所の支援に関する事 ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関する事(現地のテント、簡易トイレ等)	

府対策本部等の体制

### 3 府対策本部の体制図



農 林 水 産 部 の 業 務		
農政課参事	農 政 課	他部局との連絡調整 ＊部内各課との連絡調整 ＊経理事務 ＊府対策本部会議資料調整 ＊動員調整 ＊資材調達・運搬の総括 ＊関係機関への情報伝達 ＊広報資料の総括とマスコミ ＊風評被害対策
農政課長（総括）	畜 産 課	防疫対策の総括 ＊防疫方針の決定 ＊府対策本部への報告 ＊農水省との連絡・調整 ＊防疫情報資料（広報用）作成 ＊現地情報収集 ＊農家の融資相談 ＊防疫資材及び防疫要員の確保 ＊移動制限区域内の畜産物の保管 ＊移動制限区域内農家の補てん ＊防疫方針企画推進 ＊現地対策本部の連絡調整 ＊移動制限範囲及び消毒ポイントの設定 ＊現地指導と疫学調査 ＊相談窓口（家畜）
	経営支援・担い手育成課 流通・ブランド戦略課 農 産 課	＊消毒ポイントの運営 ＊畜糞の消毒・保管移動 ＊畜産物の最終処分 ＊殺虫対策
技 監	農 村 振 興 課 水 産 課 林 業 振 興 課 森の保全推進課	＊野生動物対策 ＊埋却地掘削工事に係る重機搬入及び現地指導 ＊情報収集及びデータの一元管理

### 第3 現地対策本部等の体制

現地対策本部及び現地警戒本部は、次の例を参考に体制を構築するものとする。

#### 1 現地対策本部及び警戒本部の事務局体制（例）

	現地対策本部		現地警戒本部
本部長	広域振興局長		
副本部長	広域振興局副局長		
本部長	健康福祉部長、農林商工部長、建設部長、保健所長、土木事務所長、家畜保健衛生所長		
事務局長	地域連携・振興部長 (事務局次長 地域連携・振興部参事、 地域連携・振興部総務防災課長、農林商工部長)		地域連携・振興部長
主担当課	地域連携・振興部と農林商工部で構成		
班編成 (人数)	総括班 (2人)	現地対策本部の総括 現地対策本部の運営支援	
	広報班 (2人)	現地プレスルームの設置・運営 府民、報道機関への情報提供	
	相談班 (1人)	畜産農家等からの相談対応等 家畜保健衛生所内	
	対策班 (1人)	管内市町村、警察署等との調整 府対策本部との連絡調整	
	情報班 (1人)	防疫対策業務の進捗や対策記録	
動員	必要に応じて、各部局から動員 (固定職員によるローテーションなど)		
場所	各広域振興局庁舎内 (発生地域により各市町村役場内) 24時間体制 (夜間は人数を縮小して対応)		

2 現地対策本部の事務分掌（例）

部局名	主な事務分掌
地域連携・振興部 総務防災課 各地域総務防災課	① 現地対策本部の運営に関する事 （局内各部との連絡調整 現地対策本部会議の開催 府対策本部との連絡調整 関係機関への情報伝達） ② 現地対策全般の総合調整に関する事 ③ 家畜保健衛生所との調整に関する事 ④ 市町村、警察署との連絡調整に関する事 ⑤ 職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事 ⑥ 防疫資材の確保に関する事 ⑦ 防疫要員の運送に関する事 ⑧ 防疫資材以外の必要物品の確保に関する事（現地のテント、簡易トイレ等） ⑨ 緊急支出の支払に関する事 ⑩ 府民からの相談対応に関する事 ⑪ 埋却地に係る現地調査に関する事 ⑫ 焼却施設との連絡調整に関する事
地域連携・振興部 企画連携・推進課	① 現地対策本部における広報に関する事 ② 現地プレスルームの設置・運営に関する事 ③ 定時記者発表の対応に関する事 ④ 情報・データの一元管理に関する事
地域連携・振興部税務課	防疫作業の支援に関する事
健康福祉部	① 防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する事 ② 食肉処理施設等に関する事 ③ 防疫活動の支援に関する事 ④ と畜場の指導に関する事 ⑤ 埋却地周辺の環境保全に関する事
農林商工部 農商工連携・推進課 森づくり振興課	① 埋却地の選定等に関する事（市町村との調整） ② 埋却に係る現地調査に関する事 ③ 野生鳥獣対応に関する事 ④ 風評被害対策に関する事 ⑤ 特別経営相談に関する事 ⑥ 観光対策に関する事 ⑦ 防疫活動の支援に関する事
農林商工部 地域づくり振興課	① 埋却作業に係る業務に関する事 ② 防疫活動の支援に関する事
建設部	① 道路等の消毒ポイントにおける消毒・運営に関する事 ② 消毒資機材等の輸送調整に関する事 ③ 建設業協会等との調整に関する事
家畜保健衛生所	① 現地での防疫対策の総括に関する事 ② 現地対策本部での技術的助言等調整に関する事 ③ 畜産課との連絡調整に関する事

の体制  
 現地対策本部等

## 第2章 防疫対応に係る動員の体制

### 第1 家畜伝染病等の発生に備えた緊急動員体制

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、口蹄疫等の発生（疑い発生事例を含む。）時に、農場での防疫業務に夜間・休日を問わず速やかに対応するため、以下により本格動員までの緊急動員体制を確立する。

#### 1 緊急動員体制

必要人数	府職員200名（府内最大規模農場の発生で96名動員 残りの職員は続発時の対応のために必要）					
業務内容	防疫資材の積込み、家畜の殺処分、農場内の消毒					
動員	本庁・京都市内の地域機関勤務の職員から事前選定（各部局ごとに人数割振り） ・本庁まで概ね1時間以内で参集可能な者 ・夜間・休日を問わず参集可能な者 ・初動体制（人数）維持のため、第2順位の職員まで選定					
集合場所	府庁（職員福利厚生センター4階など）					
移動手段	府庁から発生農場までバス移動（50人乗り） ※防疫資材は別途トラックにより運搬					
対応期間	防疫業務の終了又は本格動員班※に業務を引き継ぐまで ※各地域における1日当たりの本格動員班最大動員数					
		京都市	山城	南丹	中丹	丹後
	家きん（鳥インフル）	356人	500人	776人	776人	500人
	豚等（豚熱、口蹄疫等）	60人	—	300人	—	—
	牛（口蹄疫）	100人	—	200人	140人	120人
防疫資材	府庁周辺の建物（旧婦人相談所等）に備蓄 ・防護服、長靴、マスク、手袋、炭酸ガスボンベ、ペール等					
防疫作業後のフォロー	動員者の防疫措置及び健康管理は現地対策本部で対応予定					

※広域振興局管内職員のうち、発生地域管内の広域振興局管内職員は現地対策本部業務を中心に組み込むこととなるが、発生地域管内以外の各広域振興局管内職員は可能な範囲で本格動員業務に参加するものとする。

#### 2 スケジュール

##### (1) 高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ

- ・通報（臨床症状などにより発生が強く疑われる場合）
  - ①参集指示
    - ↓ 1～3時間程度
  - ・簡易検査で「陽性」
    - ②参集・手順説明、健康管理、防疫資材の積込み等
      - ↓ 4～5時間程度
    - ③府庁を出発
      - ↓ 1～3時間程度
    - ④発生農場近郊到着、最終準備
      - ↓ 1～2時間程度
- ・PCR検査で「陽性」＜発生＞
  - ⑤発生農場へ移動し防疫作業開始

(2) 豚熱・アフリカ豚熱

ア 府内初発の場合※<sup>1</sup>

- ・通報（発生が強く疑われる場合）
  - ①参集予告
    - ↓ 12～14 時間程度
- ・府の精密検査で「陽性」
  - ②参集指示（当日夜を想定）
    - ↓ 12～14 時間程度
  - ③参集・手順説明、健康管理、防疫資材の積込み等（翌日を想定）
    - ↓ 4～5 時間程度
  - ④府庁を出発
    - ↓ 1～3 時間程度
  - ⑤発生農場近郊到着、最終準備
    - ↓ 1～2 時間程度

・国の遺伝子解析等で「陽性」＜発生＞

- ⑥発生農場へ移動し防疫作業開始

※<sup>1</sup> アフリカ豚熱の場合、国との協議により府の精密検査の結果を待たず、国の確定検査を実施することがある。その場合、②と③の間の時間は省略される。

※<sup>2</sup> 発生確定が早いことが想定されるため、緊急動員職員の発生農場到着に先立ち、現地広域振興局及び家畜保健衛生所職員が防疫作業を開始する。

イ 続発・発生農場と疫学関連がある場合※<sup>2</sup>

- ・通報（発生が強く疑われる場合）
  - ①参集指示（当日日中を想定）
    - ↓ 1～3 時間程度
  - ②参集・手順説明、健康管理、防疫資材の積込み等（当日を想定）
    - ↓ 4～5 時間程度
  - ③府庁を出発
    - ↓ 1～3 時間程度
  - ④発生農場近郊到着、最終準備
    - ↓ 1～2 時間程度

・府の精密検査で「陽性」＜発生＞

- ⑤発生農場へ移動し防疫作業開始

(3) 口蹄疫

ア 府内初発の場合

- ・通報（発生が強く疑われる場合）
  - ①参集予告
    - ↓ 2～4 時間程度
- ・現地農場における写真判定又は簡易検査で「陽性」
  - ②参集指示
    - ↓ 12～14 時間程度
    - ↓
  - ③参集・手順説明、健康管理、防疫資材の積込み等（翌日を想定）
    - ↓ 4～5 時間程度
  - ④府庁を出発
    - ↓ 1～3 時間程度
  - ⑤発生農場近郊到着、最終準備
    - ↓ 1～2 時間程度

・国のPCR検査で「陽性」＜発生＞

- ⑥発生農場へ移動し防疫作業開始

イ 続発・発生農場と疫学関連がある場合

- ・通報（発生が強く疑われる場合）
  - ①参集指示
    - ↓ 2～4 時間程度
- ・現地農場における写真判定又は簡易検査で「陽性」＜発生＞
  - ②参集・手順説明、健康管理、防疫資材の積込み等（当日を想定）
    - ↓ 4～5 時間程度
  - ③府庁を出発
    - ↓ 1～3 時間程度
  - ④発生農場近郊到着、最終準備
    - ↓ 0～1 時間程度
    - ↓
  - ⑤発生農場へ移動し防疫作業開始

緊急動員体制

3 その他

緊急動員業務に従事する職員は、作業のしやすい服装を職場内に常時保管すること。

## 第2 家畜伝染病等の発生時の職員動員（本格動員）

緊急動員に引き続き、農場での防疫業務等に対応するため、以下により動員体制を確立する。

### 1 本格動員体制

区 分	概 要（府内最大規模の農場の場合）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 発生農場における家畜の殺処分等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殺処分</li> <li>・ 焼却・埋却・運搬（搬出、積み出し） 等</li> </ul> </li> <li>▲ 畜舎、車両の消毒、交通規制の補助</li> </ul>
動員計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 期 間                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殺処分する必要が生じた時点から即座に対応し、連続して14日間程度</li> </ul> </li> <li>▲ 人数等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家きん（鳥インフル）：1日最大1,376人（うち府職員776人）</li> <li>・ 豚（豚熱、口蹄疫等）：1日最大 460人（うち府職員300人）</li> <li>・ 牛（口蹄疫）：1日最大 220人（うち府職員200人）</li> <li>・ 業務・状況に応じて班に分け、班ごとにリーダーを配置。リーダーは、班の総括・連絡調整、作業等の記録を司る。</li> </ul> </li> <li>▲ その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当業務の執行体制を確保した上で動員</li> <li>・ 自衛隊等の動員状況に応じて、臨機応変に対処</li> <li>・ 農場内従事者については原則男性とし、本人及び同居者でインフルエンザ様症状のある者、慢性疾患のある者、鳥類、豚又はいのししを飼育している者等は、対象外</li> <li>・ 1号及び2号非常時専任職員は本部等の要員となるため対象外</li> </ul> </li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 必要物品については以下のとおり提供                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護服</li> <li>・ その他：ビニール手袋、マスク、ゴーグル、長靴 等</li> <li>・ 飲食物等</li> <li>・ 抗インフルエンザ剤（鳥インフルの場合）</li> </ul> </li> <li>▲ 集合方法の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として通常の出張方法どおり</li> <li>・ 集合場所から農場までの輸送車両は準備</li> </ul> </li> <li>▲ 動員参加者の健康管理等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動員参加者への事前の情報提供</li> <li>・ 健康管理医、現地産業医、保健師のほか、必要に応じた体制の確保</li> <li>・ 農場内従事者の年齢把握</li> <li>・ 農場内従事者は本人の明示の同意を取った上で抗インフルエンザ剤を予防投与（鳥インフルの場合）</li> <li>・ 臨時健康診断、メンタルヘルス対策の実施検討</li> </ul> </li> </ul>

## 2 動員計画

### (1) 最大動員可能数

府職員の日々の最大動員数は776人（2割動員、初日の緊急動員を含む）とし、自衛隊へは殺処分する職員数と同等数を派遣要請する。

※自衛隊の派遣要請の考え方：殺処分総数が10万羽以上、リスクの高い鶏舎を中心に総羽数の半分以下を分担

### (2) 発生農場の防疫措置に係る動員数の目安

（戸数はR4.2時点現在）

畜種 (家畜伝染病等)	農場の規模	戸数	本庁(議会、委員会、教育含む) +発生地域以外の局管内 (A)	自衛隊 派遣 (B)	国・他府県 派遣獣医師 (C)	1日あたり 最大動員人数 (A+B+C)
家きん (鳥インフル)	10万羽以上	10戸	776人	576人	24人	1,376人
	5~10万羽程度	2戸	500~776人	—	—	500~776人
	1~5万羽程度	10戸	356~500人	—	—	356~500人
豚等 (豚熱、アフリカ 豚熱、口蹄疫)	6,000頭	1戸	300人	150人	10人	460人
	1,000頭程度	1戸	100人	—	—	100人
牛 (口蹄疫)	1,000頭以上	1戸	200人	—	20人	220人
	500頭程度	4戸	140人	—	10人	150人
	100~200頭程度	11戸	120人	—	5人	125人
	50~100頭程度	13戸	100人	—	—	100人

注1: 殺処分は24時間体制で実施(1人1回当たり作業4時間以内)

注2: 畜舎の形態や焼却施設の処理能力、焼却・埋却場所までの距離等の諸条件により必要人数は増減

注3: 「焼却・埋却・運搬」については、状況により殺処分の翌日から業務の可能性あり

注4: 豚及び牛の最大規模は各1戸であるため「取扱注意」

(内訳)

		発生農場の規模	本庁(議会、委員会、教育含む) +発生地域以外の局管内	自衛隊	国・他府県 派遣獣医師
殺 処 分	家きん	10万羽以上	576人	576人	24人
		5~10万羽程度	432~576人	—	—
		1~5万羽程度	288~432人	—	—
	豚等	6,000頭	150人	150人	10人
		1,000頭程度	30人	—	—
	牛	1,000頭以上	40人	—	20人
		500頭程度	20人	—	10人
		100~200頭程度	20人	—	5人
		50~100頭程度	15人	—	—
焼 却 ・ 埋 却 ・ 運 搬	家きん	10万羽以上	200人	—	—
		5~10万羽程度	68~200人	—	—
		1~5万羽程度	68人	—	—
	豚等	6,000頭	100人	—	—
		1,000頭	50人	—	—
	牛	1,000頭以上	140人	—	—
		500頭程度	100人	—	—
		100~200頭程度	80人	—	—
		50~100頭程度	65人	—	—
農 場 で の 消 毒	家きん	10万羽以上	576人	—	—
		5~10万羽程度	432~576人	—	—
		1~5万羽程度	288~432人	—	—
	豚等	6,000頭	50人	—	—
		1,000頭	20人	—	—
	牛	1,000頭以上	20人	—	—
		500頭程度	20人	—	—
		100~200頭程度	20人	—	—
		50~100頭程度	20人	—	—

注1: 農場での消毒は、農場規模にかかわらず防疫措置完了後、さらに3回(7日後、14日後、21日後)の実施が必要

注2: 家きん及び豚等は殺処分完了後、農場での消毒を実施

### 第3 家畜伝染病等発生時における動員対応の役割分担

職員長Gから提示された必要人数の考え方をもとに各部、各広域局においては、具体的な動員計画を策定（各広域振興局においては、管内の地域機関を含め動員計画を策定）する。

なお、隣接府県発生等で制限区域（発生地から半径10キロメートル（口蹄疫の場合は20キロメートル）内）となる場合も、発生地域として取り扱う。

	本庁・市内公所	発生地域以外の 広域局管内	発生地域の 広域局管内	その他
殺処分	○	○	—	自衛隊、国、 市町村等
焼却・埋却・運搬	○	○	—	国、市町村等
農場での消毒	○	○	—	国、市町村等
消毒ポイントでの 消毒	△ (必要に応じ応援)	△ (必要に応じ応援)	○	外部委託業者
防疫作業員の 健康管理	△ (必要に応じ応援)	△ (必要に応じ応援)	○	